

平成16年（行ウ）第47号 公金支出差止等請求事件

原告 藤永知子 外31名

被告 埼玉県知事 外1名

被告変更の申立書

2006（平成18）年11月8日

さいたま地方裁判所 第4民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士	佐々木	新	一
同	難波	幸	一
同	中山	福	二
同	南雲	芳	夫
同	山本	宜	成
同	野本	夏	生
同	小林	哲	彦
同	猪股		正
同	川井	理砂	子

ほか

第1 申立の趣旨

本件訴状の請求の趣旨第3項のうち、水源地域対策特別措置法第12条第1項第2号に基づく水源地域整備事業の経費負担金の支出命令の差止めを求める請求（同項（2））について、被告「埼玉県知事」とあるのを「被告埼玉県公営企業管理者」と変更することを許可する

との決定を求める。

第2 申立の理由

1 原告らは、本件訴状においては、水源地域対策特別措置法第12条第1項第2号に基づく水源地域整備事業の経費負担金の支出命令の差止めを求める請求（請求の趣旨第3項（2））について、被告を埼玉県知事と記載していた。

原告らがこのような記載をしたのは、水源地域特別措置法第12条に基づき、経費負担について協議を行い、協定を締結しているのは埼玉県公営企業ではなく埼玉県である

から、その首長である埼玉県知事に経費負担金の支出命令権が帰属すると考えたためである。

- 2 ところが、被告らの答弁書において、同経費負担金の支出権限は埼玉県知事ではなく埼玉県公営企業管理者にあるとの主張がなされた。さらに、被告は、準備書面（7）において、水源地域整備事業の経費負担金の支出権限が公営企業管理者に帰属することとなる根拠に関し、協定締結を行ったのは県知事であるが、公営企業管理者が県知事に予算原案を提出し、県知事は地方自治法 211 条 1 項に基づき予算を調製し、議会の議決を経て企業局の事業として予算化し、実際にも公営企業管理者が支出しているとの説明を行った。

この一連の被告の主張によれば、本件請求のうち水源地域対策特別措置法第 12 条第 1 項第 2 号に基づく水源地域整備事業の経費負担金の支出命令の差止めを求める請求については、被告は、埼玉県知事ではなく、支出命令権限を有する公営企業管理者とすべきこととなる。

- 3 原告らは、以上のような被告らの主張を踏まえて、上記請求について被告を変更することの許可を求めるものである。

原告らにとっては、上記負担金についての支出命令権限が県知事と公営企業管理者のいずれに属するのかを正確に把握することは困難である。従って、支出命令権限を有する者を被告とすべきところ、これを誤って訴状に記載してしまったことについて、原告らに故意または重過失はないから、本件申立は、地方自治法 242 条の 2 第 11 項、行政事件訴訟法 43 条 3 項、40 条 2 項、15 条 1 項に基づき許可されるべきである。

以上